

運転経歴証明書の申請手続きについて

運転経歴証明書とは	○ 運転免許証を返納した日から過去 5 年間の自動車等の運転に関する経歴を証明するものです。	
手続きできる方	○ 過去 5 年以内に運転免許証を返納された方で住所地が秋田県内の方 ○ 運転免許証が失効（期限切れ）して 5 年以内の方で住所地が秋田県内の方 ○ 代理人による申請手続きができます。詳しくは 代理返納 のページをご覧ください。	
手続き場所	運転免許センター	警察署 又は二ツ井、にかほ、美郷、増田、羽後の各交番
受付時間等	月曜日から金曜日（平日のみ）	
	土曜日・日曜日・祝日・振替休日及び年末年始の休日は手続きできません。	
	午前 8 : 3 0 ~ 1 1 : 0 0 午後 1 : 0 0 ~ 4 : 0 0	午前 9 : 0 0 ~ 午後 4 : 0 0
交付	即日交付	後日交付（約 2 週間後）
必要なもの	【免許返納と同時に申請する場合】 ○ 運転免許証	【免許証返納と同時に申請する場合】 ○ 運転免許証 ○ 申請用写真 1 枚 ※ 縦 3 cm×横 2.4 cm、無帽、正面、上三分身、無背景のもので申請前 6 か月以内に撮影したものの ※ 写真の詳細は、 写真の基準 をご覧ください。
	【過去 5 年以内に免許証を返納された方】 ○ 本人確認のできる書類（マイナンバーカード、健康保険証、パスポート等）	【過去 5 年以内に免許証を返納された方】 ○ 本人確認のできる書類（マイナンバーカード、健康保険証、パスポート等） ○ 申請用写真 1 枚 （上記と同じ規格）
	【運転免許証が失効（期限切れ）して 5 年以内の方】 ○ 失効した運転免許証（お持ちの方） ※ 免許証がない方は本人確認のできる書類	【運転免許証が失効（期限切れ）して 5 年以内の方】 ○ 失効した運転免許証（お持ちの方） ※ 免許証がない方は、本人確認のできる書類 ○ 申請用写真 1 枚 （上記と同じ規格）
	【返納又は失効した運転免許証に記載された内容に住所等の変更がある場合】 詳細は、 運転経歴証明書の記載事項変更のページ をご覧ください。 ※ 運転経歴証明書には本籍が記載されていないので、本籍に変更があっても届出の必要はありません。	
	【代理人による申請手続きの場合】 ○ 上記書類のほか、 代理手続申込書	
手数料	運転経歴証明書交付手数料 1, 1 0 0 円	
その他	○ 運転免許証の停止、取り消しの基準に該当したまま失効した方は手続きすることができません。 ○ 失効した方が運転経歴証明書の交付を受けると、失効再取得の際の試験免除の対象となりませんのでご注意ください。 ○ 返納又は失効した際の免許証の住所が秋田県以外だった方は、免許センターであっても即日交付できない場合があります。	

お問い合わせ先

運転免許センター TEL 018-824-3738
または最寄りの警察署（免許受付）まで